

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時

平成23年10月19日(水)午後1時20分から午後3時10分まで

2 場所

津地方裁判所大会議室

3 出席者等

司会者 林 道春(津地方裁判所長)

裁判官 岩井 隆義(津地方裁判所刑事部総括判事)

検察官 早田 祐介(津地方検察庁検事)

弁護士 村田 直樹(三重弁護士会所属弁護士)

裁判員経験者 1番~5番 5人

4 議事概要

(1) 概括的な感想(裁判員経験者の自己紹介)

(1番) 私が担当した事件は、被告人、被害者、関係者のすべてがフィリピン人でした。事案は、飲酒の上での殺人事件でした。被告人は自白していましたので、そう難しい裁判ではなかったと思います。ただ、外国人でしたので通訳人が選任されていました。話し言葉と表情でかなり雰囲気は掴むことは出来ましたが、通訳人を介して被告人の受け答えを聞くということで、つながりがなかなか掴めませんでした。

私は裁判を見るのも、被告人を見るのも初めてでしたが、被告人は1年近く身柄を拘束されているわりにはしっかりしていたと思いますし、服装もきちんとしていたと思います。ただ、顔つきはきつい印象でした。

総じて、通訳事件であったため、特に時間がかかったということと、被告人の感じが分かりにくかったというのが感想です。

日数は2週間くらいでしたが、実際に裁判所へ来たのは9日くらいでした。

(2番) 私が担当したのは強姦致傷でした。事件の争点は、被告人が犯行当時、心神耗弱状態にあったかどうかでした。裁判の期間は6日間でした。現在は、刑が確定していると聞いています。

裁判員裁判に参加した感想としては、一生に1回あるかないかですし、嫌な部分もあると思いますが、参加して良かったと思っています。

(3番) 私が裁判員として参加した事件は殺人でした。三重県初の殺人事件での裁判員裁判ということで注目された事件でした。参加した日数は4日間程度でした。

実際に使われた証拠や死体の写真を見ましたが、裁判中もその後も、ちょっと怖いなという感想を持ちました。

(4番) 私の参加した裁判も殺人事件で、今年の6月でした。裁判所には6日間ほど出席しました。事件の内容は、奥さんが夫を殺害したというもので、奥さんの妄想が主たる要因であったというものでした。

裁判に参加させていただいた感想は、人を殺すということがどれほど大変なことかということのを改めて思い、気持ちが引き締まる思いでした。

(5番) 私の担当した事件は強盗傷害でした。本人は全く身に覚えがないと主張しており、共謀共同正犯の成否が争点でした。裁判員は5日間やらせていただきました。

裁判員を経験した感想ですが、まず被告人席ならひょっとすると自分が座ることもあるかも知れないけれども、裁判官の側に自分がいるということは全く予想出来ませんでした。結審して退廷する際に、被告人の家族だと思いましたが傍聴人からののしられました。そのときの言葉だけは頭に残っており、今でもはっきりと覚えています。裁判官からは、気にせずに評

議室に入ってくださいと言っていました。私は移動する列の後ろの方で法廷内に残っていたので、傍聴人の顔もある程度は見れましたし、家族にしてみればそういう気持ちになるのかも知れません。しかし、自分たちとしては自分たちのやるべきことをした、そういう認識でいればいいという話を一通り聞いて安心しました。

(2) 選任手続について

(5番) 裁判員はどうやって選んだのですか。私はくじを引けると思って裁判所に来たのですが。

(司会) コンピューターで抽選を行います。ボタンを押すと当選した方の番号が画面に出るようなシステムになっています。

(5番) ちょうど並んでいる列から一人ずつ選ばれたので、列ごとに選任しているのかと思いました。

(司会) 無作為のくじです。

職員の対応について

(1番) 選任手続については、最初は抽選だと思っていませんでした。娘から、年齢や性別で暇な人が選ばれるから、私が選ばれたんだと言われていました。結果的には、案の定、裁判員に当たってしまったのですが、後で抽選ということを知りましたので、それなら仕方ないと思いました。

裁判官や書記官、事務官は皆さん親切でした。当然ながら、初めての裁判で何も分からない状態でしたが、会場に行くためのエレベーターも案内をしてもらって、10日間も行くので最後の方はもういいかなという感じ

もありましたが，裁判所に行くたびにずっと案内をしてもらいました。職員の対応に関する不満点はありません。

(2番) 職員の対応云々ではありませんが，話は分かりやすく非常に良かったと思います。

ただ，一番最初に送られる封筒に，差出人として最高裁判所と入っている点は，一般の人がかなりびっくりすると思います。私の周りでも，二，三人の方に届いていましたが，何事かと驚いていました。通知については最初から津地方裁判所の封筒でしたが，候補者名簿への登載の連絡は，最高裁判所からではなく，第三者機関の名前を登載してもらった封筒の方が送付された側が素直に受け入れやすいように思います。

(5番) 今の方と同じですが，対応については何らクレームをつけることはありません。

他方，私の勤務先の会社は，全く裁判員裁判に関心がありません。私の勤務している会社だけかも知れませんが，選任手続期日に行くことの是非について役員会にかけられて検討がなされました。裁判所から来た書類もすべてコピーをとられました。結局，裁判所に来ることは出来ましたが，本当に裁判所に行ったかどうかの確認もされました。

私自身，まさか自分にこのような通知が来るとは思っていませんでした。

確認したわけではないですが，私の勤務先の会社は裁判員裁判について全く無関心だと思います。私は裁判員を経験してからは裁判の記事などにふと目がいくようにもなり，結構細かく見ていますが，企業にとっては全くありがた迷惑という感じを受けています。

選任手続と審理の日の間を1日あけるべきか否か

(2番) 私の場合は、選任期日当日に台風が来たために1日ずれて公判が始まりましたが、初日は選任されるだけだと思って来ている人が多く、選任された裁判員や補充裁判員の全員も同様に思っていました。私のときは台風という特別な事情がありましたが、心の準備をするためにも、ある一定期間をおくという意味で、1日あける方法もありだと思います。

(1番) 私の場合は、1日以上あいていました。通訳人がついていたのでかも知れませんが、自白もしていましたが、私などは、すぐに審理に入ってもいいのにと思いました。

(3) 審理について

(1番) 自分は長いと感じました。

(2番) 私は長かったようで短かったように感じています。1週間で判決に至ることが短いというよりも、長い短いではなく、終わってみればあっという間だったという印象です。

(4番) 私の場合も1週間でしたが、毎日審理が入っていますので、自分の考えをまとめるのが難しかったです。

証人、被告人への質問について

(3番) 初めての裁判でしたが、被告人に質問する事ができました。

(5番) 私も直接質問をしました。前日にとんちんかんなことを言っていたので、間違っていると思うことを自分なりに書いて、もう一回聞いてよいか評議で話をしたところ、このように質問してはどうかということと補足で自分

の口で言って下さいと裁判長から言われましたので、質問しました。その内容が、そのまま新聞記事に載っていました。

私が聞きたかった点を、被告人にどのように聞けばいいかが全く分かりませんでしたので、ちゃんとアドバイスをいただきました。

- (1番) 私たちの場合は、外国人事件でしたので、審理の際、検事の論告について資料をもらっていましたし、弁護人からの資料もだいたい分かっていたので、裁判員からの質問はありませんでした。

検察官の訴訟活動について

- (1番) 検察官の基本姿勢については、供述の真実性に関する最高検察庁の見解が新聞にも出ていましたが、最初の印象としては、検察官は細かいことまで聞いているなあと思いました。私は、こんなときにそんな質問するのかと審理の後でぶつぶつ言っていたのですが、後からよく考えてみると、犯罪事実をきちんと立証するため、細かいことでも事件に沿って事実認定をしなければいけないのだと理解しました。しかし、最初は、なんでここまでするのかと思っていました。

- (5番) とても難しい言葉や専門用語が当たり前のように使われていました。専門家は慣れているのでそのまま使っていたのだと思います。

裁判員は皆、メモを取りながら聞いているのですが、スピードが追いつかず、言葉を考えている余裕なく聞いていました。プリントも貰っていますが、本当に専門的な言葉は補足して貰いたかったです。

弁護人はなるべく裁判員に分からせるようにと意識している印象を持ちました。

限られた時間で、あまり噛み砕いて話すことはできないかも知れません

が、最初に聞いたときにどういう意味だろうとは思いました。

(司会) 早口だということでしょうか。具体的な専門用語で覚えておられるもの
はありますか。

(5番) 速さについては、全般的にとにかく速いという感じでした。時間が限ら
れているからだと思いますが、これだけのことをどうしても言わなければ
ならないということで、3人の検察官が交替しながら担当していました。

通常のやりとりでは、こんなものは分からないと思います。テレビでし
か裁判を見たことがない状態で、この世界に入って現実に置かれてしま
うと、もっとわかりやすく言ってくれてもよいのではないかというのが感想
です。私も隣の人も女性の裁判員も、皆何を言ったのか分からなくても、
言っていることを書くのに必死でした。後でビデオ再生して見ることが出
来るとは思っていませんでしたので、ここでこういう発言をしたというこ
とをメモしておかなければと思っていました。検察官は簡単なことを言っ
ていたのかも知れませんが、我々としては必死で書いていた気持ちしかあ
りませんでした。

求刑に関する説明について

(検察官)

検察官は量刑相場を示さずに求刑を行い、弁護人が示したときに限って
意見を述べる形をとっていますが、御担当された事件において、検察官の
求刑の根拠の説明は十分だったでしょうか。

(2番) 求刑の年数については、だいたい過去の裁判例を元にしていただろう
ということは、ある程度分かっていましたし、その範囲に入ることも分か

っていましたが、後で審理する場合の目安として、この年数の妥当性が示されていると分かりやすいと思いました。

供述調書の朗読について

(4番) 私の場合は、裁判員が6人とも女性でしたが、皆の印象は全く同じで、分かりやすく説明をしていただいたので、読み返す必要はありませんでした。

(1番) 私の裁判では、検察官が2人でしたが、1人の検察官の声が小さくて聞こえにくいので、もっとはっきり言うように言って欲しいと裁判官に何回もお願いしました。

(3番) 私の参加した事件では、凶器や死体の写真がありましたが、検察官が事前に「写真が出ますので、見たくないかも知れませんがちゃんと見てください。」ということを経験員に伝えてもらって、裁判員の方を見ながら証拠を示したり、事実関係を説明して下さったので、非常に気持ちが伝わる感じでした。

(司会) 死体の写真を見るということは、一般市民にとって大変なショックがあると思いますが、精神的な負担はありましたか。

(3番) 急に出てきたらびっくりすると思いますが、事前に声をかけてもらいましたので、覚悟ができました。

(弁護士)

死体の写真は必要不可欠だと思いましたか。それとも不要だと思いまし

たか。印象をお聞かせください。

- (3番) 裁判員として審理に参加する上では、証拠を見ることで、この事件は凄かったんだと分かったので、良かったと思います。

弁護人の訴訟活動について

- (1番) 裁判員になって初めて知ったのは、弁護人には立証責任はないので言いたい放題だということです。私の担当した事件は、殺意の有無が問題になりましたが、供述調書では被告人は自白しているのを通訳人が誤訳したと主張して、殺意は無かったと言い出しました。

審理では、そのときの通訳人を証人に呼びましたが、そのときの通訳人の通訳が正確であり、きちんとしていることを他の通訳人が証言しました。被告人も二人目の通訳は信用できると言っていました。

殺意について自白しているのに、通訳が間違っていると主張したために裁判が長くなりました。

テレビを見ていると、弁護人と検察官が論議をして、事件を解決するイメージがありましたが、実際の裁判はそうではありませんでした。

弁護人は言いつばなしで立証はしない。びっくりしました。

- (3番) 裁判が終わった後、裁判員で話し合ったときに出た意見では、検察官は裁判員の目を見ながら話をされていたけれども、弁護人は紙を読み上げているだけだったという人が結構多かったです。

- (5番) 私のときは弁護人が2人で、1人は先ほどの方と同様で、とりあえず話しておかなければいけないという感じでしたが、もう1人は裁判員の方を見て話しかけられていました。

先ほどのような写真は、弁護人に不利になると思います。凶器についても実物を見せられたら先入観を持たないと言えは嘘になりますので、弁護人は辛い立場とは思いますが、凶器を少しでも和らげる資料を提出すれば良いと思います。こういう事があったとは言えても、形にできない辛さや苦勞があると思いますが、とりあえず裁判員に分らせるように話せばなんとかなると思います。

量刑を考える上で重視すべき点

(1番) 殺人の場合は、殺意をいつ抱いたか、どの時点で殺意があったかという点が重要です。そのほかでは、被害者と被告人の人間関係を重視すべきではないかと思います。

(司会) 被告人の今後の更生可能性であるとか、被害者の被害感情など、どのような点を重視すれば良いとお考えでしょうか。

(2番) 一般的には、犯罪を犯す決意と犯行に至る経緯、計画性があったかどうかではないかと思います。担当した事件が性犯罪でしたので、被害者寄りになってしまうことが怖かったです。

調書の朗読と直接尋問について

(司会) 被告人の言い分を聞くのに、調書の読み上げがよいと思われませんか。それとも被告人質問で直接聞くほうがよいと思われませんか。

(1番) 私が担当した事件では調書の方が理解しやすかったです。被告人は、法廷での質問には答えません。黙秘権もありますし、不利なことは黙ってしまっていて言いません。調書の段階では自白していたのに、質問しても「は

い。」か「いいえ。」しか言わず，自分に不利なことは「いいえ。」か「知りません。」しか言いませんので，私もほとんど質問しませんでした。

(弁護士)

調書で読むのと，同じ内容を一問一答の形で法廷の場で言い分として聞き出すのとでは，内容が同じ場合，どちらが分かりやすいかという観点から御意見をお伺いしたいのですが。

(2 番) 私は調書の方が頭に入りやすいと思いました。法廷での質問では，同じ内容は不要なのではないかとも思いますが，確認という意味ではその部分は必要なのかなという感じです。

(司会) 調書を読むのと法廷で耳から聞くのとでは，どちらが集中して頭に入りやすいかという質問だと思いますが。

(1 番) 被告人に聞くのは単純な事がよく，細かい事は被告人に聞くよりも調書朗読の方が聞きやすいと思います。

(5 番) 弁護人の今の質問自体おかしいと思います。

裁判員裁判制度の意義は，争う観点を事前に決めることにあるはずですが。今のように一問一答で始めていたら，裁判が長期化するのではありませんか。

被告人が言いたくなければ言わなくていいわけですから，ポイントを決めて聞いていくべきだと思います。

(司会) 耳から入りやすいのはどちらかという観点ではどうですか。

(1番) 調書に嘘が書いてあるのなら言葉を聞かなければならないですが、法廷では話さなくても良いわけですし…。

(司会) 皆さんは、被告人が黙秘権を行使することを考慮してお答えいただいているようですので、質問の趣旨とかみ合っていないようですが、それでは、証人の場合はいかがですか。一問一答と調書で読むのとでは。

(1番) 証人の場合は受け答えの方が良いと思います。証人については、私も通訳人を介して質問をしました。

(2番) 私も、証人は明らかに直接受け答えした方が良いと思います。

(5番) 確かにそうだと思いますが、私が担当した事件では証人が2人いて、1人は喋らない証人で、同事件で刑も確定して調書を取られているので、あの人に不利なことは喋りたくないという感じでした。

ただ、聞けるのであれば裁判員としては直接聞きたいです。

(4) 評議について

裁判官の説明は理解しやすかったか、自分の意見は十分に言えたか

(1番) 良かったと思います。

評議の時間は十分であったか

(1番) 9日間あったので時間は足りました。むしろ長かったと思います。時間は十分にありました。裁判長や裁判官も積極的に発言をされていました。他の裁判員の方も発言されたと思います。

私もなんやかんや言った方ですが、仮に間違った意見やしょうもない事を言っても、何を言っても、自由に発言できたので良かったです。

(5番) 2日間の予定でしたが、証言拒否で半日、正確には2時間ちょっと余分にかかりました。評議を行う際、ここまでしなければいけないのかという事を初めて知りました。

(2番) 私たちの場合は、6日間のうち評議が3日間でした。私も5番の方と同じで、ここから審理をしていくのだということを初めて知りました。3日かかってびっくりしました。

強固な意見もありましたが、裁判長が意見を集約してくれて助かりました。

十分審理をするというのは当たり前ですし、当然だとは思いますが、こんなところから議論を始めるのかというのが正直な感想でした。

評議の進行は適切であったか

(1番) 私たちの事件では、裁判官も意見は言っておられましたが、どちらかという聞き手に回っておられました。裁判長も裁判官2人も、もうちょっと意見を言ってもらった方がいいと思いました。

(5) 判決について

(1番) 裁判長からは、中身に関しても意見を言ってくださいと言われましたが、接続詞がおかしいのではないかという点は言いましたが、中身については何も述べませんでした。

(2番) 私たちの担当事件は性犯罪でしたが、全員で評議して判決を導きました。

判決は裁判長が被告人に言い渡しますが、裁判長になった気分で、私もこれで良かったのかと考えました。

刑期が長ければ長いほど、被告人の人権も考えないといけないという葛藤がありました。

(5番) 裁判長から被告人の刑を軽くする事情はないですかと言われて、被告人に分らせてあげたいと思い、時間を費やして、少しでも何とかなるように考えたのですが、傍聴席からのしられて、分からないのかなあ、自分たちは何だったんだろうという気持ちです。

(司会) もし差し支えなければ、何と傍聴席から言われたのかお教えいただけますか。

(5番) 「兄さんやっていないのに。」と言われました。実際、手は下していないし、共同正犯になることをちょっと言っただけで有罪になっちゃうので、ご家族にすれば、なんでそんな刑になるの、何もやってないのにということだと思いますが、今でも、言われたことを覚えています。

(6) 裁判員を経験した感想及びこれから裁判員等へなられる方々へのメッセージ

(1番) 私は、運がいいか悪いかわかりませんが、良い経験をしたと思っています。

私と同じように裁判員になられた人には、良いと確信して参加されるよう願っています。自分の意見をよく言って、他の人の意見も聴いて、正しい判断をしていただきたいと思います。法律的な知識は要らないので、これまでの経験で判断すればいいです。

(2 番) 私も非常に良い経験をさせていただいたと個人的に思っています。

これから裁判員になる方には、気軽に参加してくださいと言えるものではありませんが、参加する意義の方が大きいです。参加する場合は、それなりの覚悟が必要だと思います。

(3 番) 殺人事件の被告人に法廷で顔を見られていますので、もしかして、この被告人が刑務所から出てきたら、何かされるのではないかと判決が終わった後とかに思いましたが、他方で、いい経験をさせてもらったと思っています。

今後、裁判員になられる方には、自分の意見をしっかり言うことが一番だと思います。

(4 番) 私は、裁判員に選任されたときどのように断るかを思っていました。

4日間の審理を通じては、人の命の大切さを思うようになりました。

それまでは、殺人は特別なものと捉えていましたが、裁判員として出席してからは、しっかりテレビを見るようになったり新聞の記事も切り抜くようになり、頭にも入れて見るようになりました。

人を裁く重さについて、痛切に、そして、心にも身にも染みて感じました。

良い経験をさせていただきました。

(5 番) このような経験は、一生に二度とないと思います。素晴らしい経験をさせていただいたと思います。

これから裁判員になる方には、素晴らしい経験ができると本当は言ってあげたいのですが、いかんせんすべての会社が裁判員制度に賛同しているわけではありません。

そういった点で、会社、商店、自営業、サービス業にアピールされて、選出された人が頑張ろうと出てくれるようになることを期待したいです。

(7) 法曹三者の感想

(裁判官)

率直な感想をおりまぜて御意見をいただき、感謝しています。

来週から、また新しい裁判員裁判が始まります。皆さんの意見を活かして、よりよいものを作っていきたいと思っております。

(検察官)

色々な御指摘をいただきましたが、特に早口だという点については、意識的に行えば改善がすぐにできることですので、改善したいと思います。

(弁護士)

今日は貴重な御意見をありがとうございました。

我々の仕事は、弁護活動を懸命にやるだけで、検証というものができません。

守秘義務もある中で、生の声を聞ける貴重な機会をいただき、非常にありがたく思っています。

以 上